

(総則)

第1条 受注者は、この契約書の規定により、頭書の業務委託料で頭書の履行期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に基づき完了しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていない事項その他業務の実施について疑義が生じた事項があるときは、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。ただし、発注者が第9条の規定による監督員を定め受注者に通知したときは、受注者は、監督員の指示を受けなければならない。

(定義)

第2条 この契約において、「支払遅延防止法の率」とは、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約により受注者が発注者に納入する成果品その他の物品（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たりその内容等を変更することができるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(責任者)

第5条 受注者は、業務の管理を行う者（以下「業務責任者」という。）を定めなければならぬ。

2 受注者は、前項の規定により業務責任者を定めたときは、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りでない。

(着手届及び業務工程表)

第6条 受注者は、この契約締結後10日以内に着手届及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により提出された業務工程表について内容等を変更する必要があるときは、受注者と協議して、受注者に変更した業務工程表を提出させることができるものとする。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において、「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務の調査等)

第8条 発注者は、必要に応じ、業務の処理状況について調査をし、又は受注者に報告を求め、若しくは受注者に対して業務の実施について指示することができるものとする。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対して成果品の一部の提示を求めることがあるものとする。

(監督員等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施について、受注者に対し指示その他の事項を行う監督員又は受注者との連絡に当たる業務担当者を定めることができるるものとする。

2 発注者は、監督員又は業務担当者を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員又は業務担当者を変更したときも同様とする。

(業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができ。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が一時中止に伴い増加費用を必要とし、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその増加費用を負担し又はその損害を賠償するものとし、その負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(履行期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(適正な履行期間の設定)

第11条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行遅滞の損害金等)

第12条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なくその理由を付した書面をもって発注者に申出なければならない。

2 発注者は、前項の申出を受けた場合において、履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めたときは、履行期間を延長することができる。この場合において、発注者は、業務委託料について遅滞日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した損害金を受注者から徴収するものとする。

(損害による必要経費の負担)

第13条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたもの（業務の実施に伴い通常避けることができないことの理由により第三者に生じたものを含む。）のために必要を生じた経費については、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その受理した日から10日以内に成果品について検査を行い、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格あるいは疑義を生じ、成果品について補正あるいは再調査を求められたときは、受注者は遅滞なく当該補正あるいは再調査を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正あるいは再調査の完了及び再検査の場合に準用する。

5 受注者は、第2項の検査の結果、合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

- 第15条 受注者は、前条第5項の規定により検査合格の通知を受け、成果品を発注者に引き渡したときは、発注者の指示する手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に業務委託料を支払わなければならない。

(前払金)

- 第16条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書（以下「証書」という。）を発注者に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において業務委託料の10分の3.5を超えない額（10万円未満の端数は切捨て）の前払金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、交通通信費、修繕費及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

- 第17条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは業務の既済部分の引渡しを受注者に請求するものとする。この場合において、発注者は、その既済部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとし、その支払額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
 - (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が当該成果品を除却した上で再び作製しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 暴力団（白石市暴力団排除条例（平成24年白石市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（白石市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に権利義務を譲渡したとき。
 - (9) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

- 第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、発注者は、業務の既済部分の引渡しを受けるものとし、また第18条第3項後段の規定を準用する。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第10条第1項の規定により契約の内容が変更されたため、頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第10条第1項の規定により業務の施行が一時中止され、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることがない。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条の規定により、業務完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定により業務完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第20条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(公正入札違約金)

第26条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、業務委託料の10分の2に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も、同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかつたとき。
- (2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- (3) 前2号の規定に該当しない場合であつて、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかつたとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に公正入札違約金を支払わなければならない。

3 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第14条第5項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、成果品のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員等の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の支払)

第29条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持等)

- 第30条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品又は業務の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧若しくは複写させ、又は譲渡若しくは貸与する等してはならない。ただし、発注者の承諾を得たとき又は発注者の指示があったときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第31条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を処理するにあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報等取扱特記事項」を本契約書に添付するとともに、その内容を守らなければならない。

(紛争の解決)

- 第32条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、別途発注者と受注者とが協議して定める第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(保有の制限)

第3条 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するにあたっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第6条 受注者は、業務を処理するために発注者から引渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後又は使用する必要がなくなった場合は、直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

